

# 発電用原子炉施設故障等報告書

平成 30 年 9 月 12 日

東京電力ホールディングス株式会社

件名	柏崎刈羽原子力発電所 1 号機 非常用ディーゼル発電機(B)の過給機軸固着について
事象発生の日時	平成 30 年 9 月 6 日 13 時 50 分(必要な機能を有していないと判断した日時)
事象発生の場所	柏崎刈羽原子力発電所 1 号機 原子炉建屋地下 1 階非常用ディーゼル発電機(B)室(非管理区域)
事象発生の 発電用原子炉施設名	非常用予備発電装置 非常用ディーゼル発電設備
事象の状況	<p>柏崎刈羽原子力発電所 1 号機は第 16 回定期検査中のところ、平成 30 年 8 月 30 日 14 時 30 分より、非常用ディーゼル発電機(B 系)(以下、「当該 D/G」という。)を定例試験のために起動し確認運転を実施していた際、同日 15 時 16 分に異音が発生するとともに、発電機出力が 6,600kW から 0kW に低下したため、当該 D/G を手動停止した。</p> <p>なお、本事象発生時は、他の非常用ディーゼル発電機 2 台(A 系、HPCS 系)が動作可能であったことから、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定第 61 条で要求されている運転上の制限は満足していることを確認した。</p> <p>その後、当該 D/G の発電機出力が低下した原因を調査していたところ、9 月 6 日に、当該 D/G の過給機の軸が固着していることを確認した。当該 D/G の過給機が軸固着に至った原因の詳細調査は、工場への持出しが必要であり、速やかな復旧が難しいことから、同日 13 時 50 分に、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条第 3 号「発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき」に該当するものと判断した。</p> <p>なお、本事象による外部への放射能の影響はなかった。</p>
事象の原因	調査中
保護装置の種類 及び動作状況	該当せず
放射能の影響	なし
被害者	なし
他に及ぼした傷害	なし
復旧の日時	未定
再発防止対策	事象の原因調査を踏まえ、必要な対策を行うこととする。